

一般社団法人東京都馬術連盟役職員倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人東京都馬術連盟（以下「都馬連」という。）の役員・職員（以下「役職員」という。）が遵守すべき倫理に関する事項を定めることにより、もって都馬連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役員・職員の範囲など)

第2条 本規程において、「役員」とは、都馬連定款（以下「定款」という。）第23条に規定する理事及び監事をいう。

2. 本規程において、「職員」とは、都馬連事務局職員をいう。
3. 本規程において、「事実調査」とは、役職員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員は、定款第3条に規定する都馬連の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

2. 役職員は、都馬連の活動に関連し、関係業者等やその職務の行使の対象となる者から一切の利益や便宜の供与を受ける等の社会的疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
3. 役職員は、職務上知り得た情報を特定の者に対して有利に用いる等の不当な利用をしてはならない。
4. 役職員は、補助金、助成金等の会計処理に関し、一般会計基準に基づく適正な処理を行い、目的外の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員は、暴力行為、イジメ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。
6. 役職員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引してはならない。
7. 役職員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪を犯してはならない。
8. 役職員は、麻薬及び向神経薬取締法に違反する行為を行ってはならない。
9. 役職員は、名誉を重んじ、常に品位を高め都馬連の信頼を維持するよう努めなければならない。
10. 職員は、都馬連の許可を得て他の業務に就く場合であっても、都馬連の信用を損なう行為をしてはならない。
11. 役職員は、正当な理由なく第9条の事実調査を拒んではならない。

(実効担保体制)

第5条 本規程の実効を担保するため、都馬連に倫理委員会を置く。

(倫理委員会)

第6条 倫理委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名（都馬連理事長）
- (2) 委員 3～5名（理事、監事）
2. 委員は、委員長が候補者を選出するものとし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 委員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 綱紀粛正を図るための改善意見を会長に具申すること。
 - (2) 第9条に規定する事実調査及び審査を行い、懲罰の原案を作成して会長に意見具申すること。
 - (3) 本規程の遵守の徹底を図ること。
5. 倫理委員会は、第9条に規定する場合のほか、委員長が必要と認めるとき随時招集する。
6. 本規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が倫理委員会に諮って定める。

(苦情相談の申し出)

第7条 役職員は、倫理委員会に対して苦情相談を行うことができる。

(懲罰の種類)

第8条 本規程による懲罰の種類は次のとおりとする。ただし、職員については職員就業規則の定めに従う。

- (1) 解任
- (2) 戒告

(処分等)

第9条 役職員に第4条の規定に違反するおそれがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。

2. 役職員に第4条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、倫理委員会は、直ちに事実調査を行う。
3. 前2項の調査の結果、役員に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて理事会に諮り、第8条に規定する懲罰を科す等の必要な措置を講ずるものとする。ただし、理事及び監事の解任については定款の定めに従う。
4. 第4条の規定に違反する行為があったと疑われる職員から辞職の申出があった場合、会長は、第2項の事実調査と第5項の処分がなされるまで辞職の承認を保留する。
5. 第1及び2項の調査の結果、職員に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて職員就業規則に規定する処分を行うものとする。
6. 都馬連は、処分を決定した場合には、懲罰対象者に処分内容、処分理由を文書にて通知する。
7. 都馬連は、苦情申立者に調査、処分等の結果を文書にて通知する。

(利害関係者の排除)

第10条 苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。

(苦情申立者のプライバシー保護)

第11条 当該事案における苦情申立者の個人情報の取り扱いは、必要な場合を除いて匿名とする。

(苦情申立者に対する不利益扱いの禁止)

第12条 都馬連は、苦情申立者が申立をしたことを理由に、苦情申立者等に対して不利益な取扱いをしないものとする。

2. 都馬連は、苦情申立者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本規程及び都馬連会員倫理規程により処分することができる。

(不正目的の申立の禁止)

第13条 苦情申立者は、不正の利益を得る目的、都馬連又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申立を行ってはならない。

2. 都馬連は、前項に該当する申し立てを行った者に対し、本規程及び都馬連会員倫理規程により処分することができる。

(懲罰対象者の弁明・仲裁付託)

第14条 都馬連による最終的な処分決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会がえられる。

2. 都馬連の最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(その他)

第15条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附則

本規程は、令和元年11月20日から施行する。